

(本提案は平成 14 年 12 月 26 日の建築基準法施行令改正前の状況を想定して書いています。)

財団法人建築行政情報センター コンタクトポイント 宛

提案年月日	平成 年 月 日				
提案名	鉄骨造の特殊な接合（ 接合 ）について				
提案者氏名等	提案者氏名	フリガナ	ケンチク タロウ		
		氏名	建築 太郎		
提案内容の詳細について 確認するための連絡先。 必ず記載して下さい。	提案者連絡先	住所	〒xxx-xxxx xxxxxxxxxx		
		電話	xx-xxxx-xxxx	FAX	xx-xxxx-xxxx
		E-Mail	xxx@xx.xx.xx		
	提案者所属	名称	建設		
		住所	〒xxx-xxxx xxxxxx		
		電話	xx-xxxx-xxxx	FAX xxx-xxxx-xxxx	
		E-Mail	xyy@xx.xy.yyy		
関連法規等	法律名称	建築基準法			
	関係条文・告示等	建築基準法施行令第 67 条			
提案内容	現行の建築基準法施行令第 67 条の規定により、鉄骨造建築物の構造耐力上主要な部分に使用する接合は、高力ボルト接合、溶接接合又はリベット接合であることとされている。これらの接合に加えて、研究開発による性能が確認された「 接合 」を認めるため、令第 67 条への「 接合 」の追加若しくは特種な接合の認定制度の創設をしていただきたい。				
提案にあたって、現行基準のどこを見直せばよいかについて検討し記載することが望ましい。	提案に係わる技術的根拠の要点	客観的データ等必要な性能を確保できることの技術的根拠を示すこと。			
	「 接合 」及び「溶接接合」について JISx-xxxx に規定する試験方法により、一定の荷重を繰り返し適用し繰り返し繰り返し載荷試験を行い、別添のような試験値を得た。試験値の比較により、「 接合 」は「溶接接合」と同等以上にゆるみ、ずれが生じないような接合であることが確認できる。	個別工法の実現のための提案の場合は、あらかじめ特定行政庁や性能評価機関等に相談し、その際の指摘事項等を記載する。			
	その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等	・ 特定行政庁に相談した際に、建築基準法施行令第 67 条に抵触するため使用できない旨の見解を示された。 ・ 性能評価機関に相談した際に接合に関する認定は法令上位置付けられていないため、建築物全体として時刻歴応答解析により検証して認定を受ける方法しかないことが分かった。			
	(別添資料：JISx-xxxx に規定する繰り返し載荷試験報告書) 財団				

(平成 14 年 12 月 26 日の政令改正により、鉄骨造の特殊な接合に関する認定制度が創設されており、本提案については、当該規定が施行される平成 15 年 7 月 1 日より実現可能です。)